

青森県報

第四千四百五十三号

平成三十年
五月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 同……………(同) ……四
- 種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域(県民)局) ……六
- 同……………(下北地域(県民)局) ……六

告 示

青森県告示第三百九十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇七	平成三〇・五・二四	社会福祉法人青森福祉振興団	むつ市一丁目三十一番	特別養護老人ホームの庄	むつ市一丁目三十一番	平成三〇・五・二四	介護老人福祉施設
〇二五〇〇五	三〇・五・二五	社会福祉法人信和会	東京都中央区日本橋馬喰町四丁目五番	特別養護老人ホームバークロリア	八戸市南郷大字野沢三六〇	三〇・五・二五	地域密着型介護施設
〇二五〇〇六	三〇・五・二六	社会福祉法人誠友会	上北郡おいらせ町二丁目二六三番	特別養護老人ホーム木崎野庄	上北郡おいらせ町二丁目二六三番	三〇・五・二六	介護老人福祉施設
〇二五〇〇五	〃	社会福祉法人信和会	東京都中央区日本橋馬喰町四丁目五番	ショートステイ・グループケア	八戸市南郷大字野沢三六〇	〃	短期入所生活介護

青森県告示第三百九十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定期間
調剤薬局ツルハドラッグ弘前アルカディア店	弘前市大字扇町三丁目一の二	平成三〇・五・二四

いちい薬局深浦町広戸店

西津軽郡深浦町大字広戸字家野
上一〇四の三

青森県告示第四百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
清風荘訪問看護ステーション	東津軽郡平内町大字小湊字葉師堂六三の六〇	平成 三〇・六・一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラビア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四
代表取締役 工藤潤

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社長崎屋 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 大橋展晴	株式会社長崎屋 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 関口憲司	平成 三〇・二・一
八戸ショッピングセンター開発株式会社 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 工藤潤	変更なし	
株式会社やまと 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七の三 代表取締役 田村裕二	変更なし	
安田嘉高 八戸市江陽二丁目一五の一八	変更なし	
株式会社パレモ 東京都中央区日本橋富沢町一二の二 〇日本橋T&Dビル三階 代表取締役 吉田馨	株式会社パレモホールディングス 東京都中央区日本橋富沢町一二の二 〇日本橋T&Dビル三階 代表取締役 吉田馨	三〇・八・三
Asiame エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 神谷町セントラルプレイス五階 代表取締役 丸山雅史	変更なし	
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更なし	
有限会社ワーカーホリック 東京都中野区新井二丁目一の一 ラビア 代表取締役 遠山直樹	変更なし	
株式会社Ai 東京都渋谷区代々木四丁目三三の一〇 トリンシンビル四階 代表取締役 馬杉淳一	株式会社Ai 東京都台東区柳橋一丁目二三の六 ワコール浅草橋ビル八階 代表取締役 馬杉淳一	三〇・二・七

株式会社パセリ 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一四九 代表取締役 小泉輝美	株式会社ジュビリー 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一九 の四一四 代表取締役 角野宏明	株式会社インテレクション 秋田県大館市桂城一三 代表取締役 森川卓哉	株式会社ハーモニカ 東京都西東京市ひばりが丘北三丁 目三の一四 代表取締役 松崎好雄	有限会社水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺太朗	株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊七本松 二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社エド商事 宮城県仙台市若林区卸町一丁目二 の〇 代表取締役 江戸幹雄	株式会社モリタ 八戸市八太郎五丁目二〇の二七 代表取締役 盛田明	株式会社マエバラ 八戸市大字番町三〇 代表取締役 前原俊彦	株式会社キリハラ 八戸市大字三日町一六ハートビル マルブク一階 代表取締役 桐原信達	株式会社ワールド企画 岩手県北上市江釣子七丁目一二四 の 代表取締役 村田守男
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社ハニーズホールディング ス 福島県いわき市鹿島町走熊七本松 二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社盛田 八戸市八太郎五丁目二〇の二七 代表取締役 盛田明	変更なし	変更なし	変更なし	二五・二〇・三
					二五・三・一	三〇・一・三				二五・九・三〇

カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋長英	株式会社丸啓 青森市新町二丁目五の六 代表取締役 前田秀夫	有限会社クオリ 八戸市大字十三日町一 代表取締役 檜館理子	株式会社ホットランド 東京都中央区新富一丁目九の六新 富一丁目ビル四階 代表取締役 佐瀬守男	有限会社マルコー 八戸市吹上三丁目二の三 代表取締役 猶守達幸	有限会社マリン 八戸市吹上三丁目二の三 代表取締役 猶守達幸	一野辺製パン株式会社 岩手県二戸郡一戸町一戸字本町三 八 代表取締役 一野邊克彦	有限会社肉のふじた 八戸市沼館一丁目二の二三 代表取締役 藤田隆幸	株式会社仙台北辰 千葉県柏市若柴九一の三二 代表取締役 平野幸助	株式会社レーベル・ホールデイン グス 岩手県久慈市川崎町一二の三 代表取締役 関上由美子
変更なし	変更なし	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋寿昭	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社GMK 八戸市大字鷹匠小路一八金剛ビル 五階 代表取締役 大久保圭一郎	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		二六・六・三〇					二五・九・二九				

株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七新 高円寺ツインビル 代表取締役 白土孝	株式会社湯浅 北海道旭川市宮下通一〇丁目左一 代表取締役 湯浅義弘	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 NIT幕張ビル七階 代表取締役 羽牟秀幸	有限会社ばっちゃん 八戸市下長八丁目二の五 代表取締役 松橋孝一	BURRING BLOOD株式 会社 三沢市中央町四丁目三の一八 代表取締役 東條方厚	日本海恒産株式会社 秋田県秋田市泉中央一丁目二の五 代表取締役 渡邊恒幸	山崎博康 八戸市南類家二丁目一六の一三 パークヒルズ類家B一〇二	株式会社マツモトキョシ東日本販 売 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二 の二四 代表取締役 高野昌司	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五 三の二六 代表取締役 鈴木直人
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし
								三〇・三・一	

四 届出年月日

平成三十年四月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成三十年五月二十三日から同年九月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年九月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラビア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 工藤潤

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設運営に関する事項	大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時	平成三十・七・一
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、隔地駐車場)	午前七時三十分から翌午前零時三十分まで(ただし、隔地駐車場)	

四 届出年月日

平成三十年四月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成三十年五月二十三日から同年九月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

る。

1 提出期限

平成三十年九月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項第三号イの規定により、平成三十年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第百九十四号)第三条の規定により公告する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所
年 月 日 平成三十年七月十三日(金)	講 習 時 間 午前九時から午後四時三十分まで
所 在 地 十和田市西十二番町二〇の一 十和田市大字相坂字高清水三八七	会 場 十和田合同庁舎二階B会議室
	地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項
3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格
青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続
講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所地を管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他
受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七―七三四―九五―一三番）に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社佐々木造園

二 代表者の氏名 佐々木篤司

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日市字長根一八の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一三九〇七号

五 取消年月日 平成三十年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 近江工業

二 氏名 近江明香

三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町二丁目五の九

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第六〇〇一九九号

五 取消年月日 平成三十年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭